

滋賀県小児慢性特定疾病審査会条例案要綱

1 制定の理由

児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第19条の4第1項の規定に基づく滋賀県小児慢性特定疾病審査会について必要な事項を定めるため、新たに制定しようとするものです。

2 概要

- (1) この条例は、法の規定に基づく滋賀県小児慢性特定疾病審査会(以下「審査会」という。)について必要な事項を定めるものとします。(第1条関係)
- (2) 審査会は、委員10人以内で組織することとします。(第2条関係)
- (3) 審査会は、委員のうちから審査会が指名する3人をもって構成する合議体で、法第19条の3第4項の規定による審査を取り扱うこととします。(第3条関係)
- (4) 審査会の庶務は、滋賀県健康医療福祉部において処理することとします。(第4条関係)
- (5) この条例は、平成27年1月1日から施行することとします。

議第 号

滋賀県小児慢性特定疾病審査会条例案

上記の議案を提出する。

平成 26 年 月 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県小児慢性特定疾病審査会条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 19 条の 4 第 1 項の規定に基づく滋賀県小児慢性特定疾病審査会（以下「審査会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審査会は、委員 10 人以内をもって組織する。

(合議体)

第 3 条 審査会は、委員のうちから審査会が指名する 3 人をもって構成する合議体で、法第 19 条の 3 第 4 項の規定による審査を取り扱う。

(庶務)

第 4 条 審査会の庶務は、滋賀県健康医療福祉部において処理する。

付 則

この条例は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。